

第2次募集

平成23年度
逢妻地域

わくわく事業

安全・安心な、地域づくりを始めてみませんか？

募 集 期 間	
2次募集	平成23年6月15日(水)から7月6日(水)

わくわく事業とは？

逢妻地域の住みよい地域づくりのための活動を支援していく事業です。原則として5人以上で構成され、活動が逢妻地域の皆さんに広く支持される団体であれば応募できます。

(政治・宗教的な団体は応募できません)

活動の期間は、交付決定日から平成24年3月末日迄です。

交付決定日以前に行われる事業であっても、やむを得ない内容であれば認められる場合があります。



今までどんな活動があるの？

逢妻女川の自然の生き物観察会や、歴史案内看板・マップの作成など、幅広い活動が行われています。

審査は誰がするの？

逢妻地域の皆さんで構成される「逢妻地域会議」の委員が審査をします。

活動について5分程度で発表していただき、その後、地域会議委員の皆さんの質問に答えていただきます。

審査会はいつあるの？

区 分	募 集 期 間	公開審査会日時	場 所
2次募集	平成23年6月15日(水)～ 7月6日(水)	平成23年7月20日(水) 午後6時30分～	逢妻交流館 多目的ホール

どうやって応募するの？

必要な申請書は、以下のとおりです。書き方の相談も受け付けています。

- 交付申請書（補助金の申請書です）
- 申請団体概要・補助申請事業概要（どんな活動をしたいか）
- 年間活動計画書（活動の予定）
- 予算書（どのような活動にどのくらいお金が必要か）
- 会員名簿・同意書（5人以上のメンバーが必要です）
- 規約、会則（制定されている場合）
- 見積書（備品購入、工事関係等の場合必要です）
- その他事業に応じて必要となる書類（地域支援課から指示します）



- * 申請書様式の ~ は、地域支援課、逢妻交流館、豊田市ホームページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>（地域支援課）にて入手できます。
- * 申請の回数が3回目以降の団体については、別途、これまでの活動に対する自己評価の様式の提出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

申請に当たっての注意事項は？

1 団体への継続 交付年数の制限	申請時に目標を何年かけて達成する事業なのか明確にしていた だくとともに、同じ事業を継続して3回以上申請する団体には、 毎年の実績報告に対する評価とは別に、成果の検証（別途追加 書類を作成）と地域会議による審査が義務付けられます。
1 団体への交付 上限額	1 団体への交付上限額は最大で、年間100万円以内とします。
備品の取扱	必要以上に華美な備品は対象外とします。 自治区関連の団体で、かつ、自治区行事に使用する備品を申 請する場合には、備品の補助率は原則2分の1とします。 に規定するほか、備品の補助率は10分の9以内とします。
印刷製本の取扱	個人に対する配布用の印刷製本代は、一定以上の団体負担を 求めるものとします。必要部数についても精査します。 チラシ等の配布物は、単価を100円未満とします。
個人着用のユニ フォーム等の取扱	団体や個人の受益にとどまる場合には補助対象外とします。
講師謝礼の取扱	補助上限額は1講師につき1回10万円以内とします。（交通費 は除く）ただし、上限額の超過額を団体が自ら負担することや、 団体が受益者負担等により賄うことは可能です。
その他	お茶代は100円以下とします。 太鼓の補助率は50%目安とします。

このほかの経費についても、審査により、申請どおりの補助ができない場合があります。
花いっぱい運動に関する申請を予定される団体の皆さんは、従来の補助制度が再開されます
ので、市役所公園課（34-6621）へお問合せください。

提出先 豊田市役所地域支援課（南庁舎4F）TEL 34 - 6629
（問合せ先） 担当：山本、古山、鈴木